

青森県バスケットボール協会規約

第一章 総 則

- 第1条** 本会は青森県バスケットボール協会（以下「本会」という）と称し、事務局を会長の指定した場所におく。
- 第2条** 本会は青森県におけるバスケットボール競技団体を統轄代表するもので、アマチュアバスケットボールの健全な普及および発展、バスケットボール技術の向上および競技団体相互の親睦を図ることを目的とする。
- 第3条** 本会は前条の目的を達成するために次の事業を行う。
- (1) 県内各種バスケットボール大会の開催および諸体育大会のバスケットボール競技への協力。
 - (2) バスケットボール技術を研究し、発展方策を調査企画する。
 - (3) 財団法人日本バスケットボール協会および財団法人青森県体育協会に青森県バスケットボール界を代表して加盟する。
 - (4) 講習会の開催および指導者を養成する。
 - (5) その他本会の目的達成に必要な事業を行う。
- 第4条** 本会は青森県における本会に加盟したバスケットボール競技団体（以下「加盟団体」という）、本会に登録したチームおよび賛助会員をもって組織する。

第二章 役 員

- 第5条** 本会に下記の役員をおく。
会 長 1名 副会長 若干名 理事長 1名 副理事長 若干名
常任理事 若干名 理 事 若干名 監 事 2名
- 第6条** 1 会長は評議員会において推挙し、本会を統轄代表する。
2 副会長は会長が指名し、副会長は会長を補佐し、会長事故ある時はこれを代行する。
- 第7条** 1 理事は評議員会の議決により会長が委嘱する。
2 理事はその互選により理事長、副理事長、常任理事を選出する。また会長は必要に応じて常任理事を若干名委嘱することができる。
3 理事長は理事会の決議に従い会務を執行する。緊急を要する事項で理事会に諮る余裕のないときは理事長がこれを執行できるが、次の理事会において承認を得なければならない。
4 理事長は会長、副会長に事故あるときはその職務を代行する。
5 副理事長は理事長に事故あるときはその職務を代行する。
6 常任理事は理事長を補佐して会務を執行する。
- 第8条** 1 監事は評議員会の議決により選出する。
2 監事は本会の経理を監査し、その結果を評議員会に報告しなければならない。
- 第9条** 1 会長は本会の功労者のうちから評議員会の議決により名誉会長、顧問および参与を委嘱することができる。
2 顧問および参与は本会の重要事項について会長の諮問に応ずる。
- 第10条** 評議員は加盟団体推薦とし、別表の通りとする。評議員は評議員会において、その議決権を行使する。

団体	ミニ連	中体連	高体連	学 連	社会人	クラブ	実連	ママ	三 市	地 区
人数	8	10	6	2	6	2	2	2	各3	各2

- 第11条** 役員任期は2年とする。ただし重任を妨げない。補充および増員による役員任期はその他の役員残任期間とする。また役員は任期満了後であっても後任者が選任されるまではその職務を行うものとする。

第三章 会 議

- 第12条 1 評議員会は本会の議決機関であって、役員および評議員をもって構成する。
2 評議員会に付議されるべき事項は次の通りとする。
(1) 予算および決算 (2) 事業計画 (3) 役員の選出
(4) 規約の改正 (5) その他の重要事項
- 第13条 本会の定時評議員会は毎年1月会長が召集し、会長がその議長となる。理事会がその必要を認めるとき、また評議員の3分の1以上から要求があったときは臨時評議員会を開かなければならない。
- 第14条 評議員会は評議員の3分の2以上（委任状を含む）の出席によって成立する。評議員会の議事は出席評議員の過半数で決め、可否同数のときは議長がこれを決める。
- 第15条 理事会は必要に応じて会長が召集し、会長がその議長となる。ただし、理事の3分の1以上が会議の目的を示して理事会開催を請求したときは、遅滞なくこれを召集しなければならない。
- 第16条 理事会の議事は出席理事の過半数の決議で決め、可否同数のときは議長がこれを決める。
- 第17条 常任理事会は必要に応じて会長が召集し、理事長がその議長となる。
- 第18条 1 目的を達成するため専門委員会および特別委員会を設置することができる。各委員会の委員長および委員は理事会が推薦し会長が委嘱する。
2 専門委員会は次の通りとする。委員会の細則については各委員会規程による。
総務委員会 強化委員会 競技委員会 審判委員会 審判審査委員会
技術委員会 倫理委員会

第四章 経 理

- 第19条 本会の経費は次のもので支弁する。
(1) 登録料 (2) 負担金 (3) 事業収入
(4) 補助金 (5) 寄付金 (6) その他
- 第20条 本会の会計年度は毎年1月1日に始まり12月31日に終わる。
- 第21条 会計年度に剰余金があるときは次年度に繰り越す。

第五章 補 則

- 第22条 本規約の条項は評議員会において出席者の3分の2以上の同意があれば変更することができる。
- 第23条 次の各項に該当するものは本会から除名することができる。ただし、当事者に弁明の機会を与えるものとする。
(1) 著しく本会の綱紀をみだし、または著しく本会の体面を汚す行為のあった者。
(2) 著しくスポーツマンシップに反する行為のあった者。

付 則

本規約は昭和23年	5月11日	より施行する。
昭和53年	4月1日	一部改正
昭和55年	2月24日	一部改正
昭和62年	1月25日	一部改正
平成3年	1月20日	一部改正
平成5年	1月24日	一部改正
平成6年	1月23日	一部改正
平成8年	1月21日	一部改正
平成14年	1月20日	一部改正
平成17年	1月15日	一部改正
平成26年	1月18日	一部改正

総務委員会規程

第1条 青森県バスケットボール協会規約第三章第18条2に基づき総務委員会（以下委員会という）を設ける。

第2条 委員会は次の事業を処理する。

- 1 事業計画および調整に係わること。
- 2 財務に係わること。
- 3 表彰に係わること。
- 4 記録の保管、広報に係わること。
- 5 特別事業に係わること。
- 6 各委員会の連絡調整に係わること。
- 7 その他

第3条 委員会は次の委員を持って組織する。

- 2 理事会において推薦され、会長が委嘱した者
委員長 1名 副委員長 1名 委員 若干名

第4条 1 委員長は委員会を代表し委員会の会務を掌理する。
2 副委員長は委員長を補佐し、委員長事故あるときは職務を代行する。

第5条 委員長および委員の任期は2年とする。ただし再任を妨げない。

第6条 委員会が事業を処理するにあたっては、理事会に諮り、評議員会の承認を受ける。

第7条 委員会は委員長が召集し、その議長となる。

付 則

この規程は昭和62年 1月25日から施行する。
昭和63年 5月 7日 一部改正
平成 5年 1月24日 一部改正
平成 6年 1月23日 一部改正

強 化 委 員 会 規 程

第1条 青森県バスケットボール協会規約第三章第18条2に基づき強化委員会（以下委員会という）を設ける。

第2条 委員会は次の事業を処理する。

- 1 選手強化に係わる事項の研究
 - (1) ミニから一般までの一貫した強化計画の策定
 - (2) 国民体育大会対策についての研究
 - (3) 強化事業の研究と実施
- 2 普及に係わる事項の研究
 - (1) バスケットボール人口の拡大と普及発展に係わること
 - (2) 指導法および練習法、講習会等の企画実施に係わること
- 3 優秀選手のリストアップと追跡調査
- 4 指導者の養成
- 5 その他必要と思われる事業

第3条 委員会は次の委員を持って組織する。

- 1 理事会において推薦され、会長が委嘱した者
委員長 1名 副委員長 1名 委員 若干名

第4条1 委員長は委員会を代表し委員会の会務を掌理する。

- 2 副委員長は委員長を補佐し、委員長事故あるときは職務を代行する。

第5条 委員長および委員の任期は2年とする。ただし再任を妨げない。

第6条 委員会が事業を処理するにあたっては、理事会に諮り、評議員会の承認を受ける。

第7条 委員会は委員長が召集し、その議長となる。

付 則

この規程は昭和62年 1月25日から施行する。

昭和63年1月19日 一部改正

平成 5年 1月24日 一部改正

平成 6年 1月23日 一部改正

平成 8年 1月21日 一部改正

技 術 委 員 会 規 程

第1条 青森県バスケットボール協会規約第三章第18条2に基づき競技委員会（以下委員会という）を設ける。

第2条 委員会は次の事業を処理する。（ライセンス部門）

- 1 指導者普及に係わる事項の研究
 - (1) 指導法および練習法、講習会等の企画・実施に係わること
 - (2) ライセンス取得事業の企画・実施に係わること
- 2 選手普及に係わる事項の研究
 - (1) バスケットボール人口の拡大と普及発展に係わること
 - (2) ミニから一般までの一貫したエンデバー事業計画の策定
- 3 優秀選手のリストアップと追跡調査
- 4 上級指導者の養成
- 5 その他必要と思われる事業

第3条 委員会は次の委員を持って組織する。

- 1 理事会において推薦され、会長が委嘱した者
委員長 1名 副委員長 1名 委員 若干名

第4条

- 1 委員長は委員会を代表し委員会の会務を掌理する。
- 2 副委員長は委員長を補佐し、委員長事故あるときは職務を代行する。
副委員長はライセンス部門とエンデバー部門に1名ずつ配置する。

第5条 委員長および委員の任期は2年とする。ただし再任を妨げない。

第6条 委員会が事業を処理するにあたっては、理事会に諮り、評議員会の承認を受ける。

第7条 委員会は委員長が召集し、その議長となる。

付 則

この規程は平成26年 1月18日から施行する。

倫理委員会規程

第1条（目的）

青森県バスケットボール協会規約第三章第18条2に基づき倫理委員会（以下委員会という）を設ける。この規定は、本会会員の懲戒処分を実施する際に公正な取扱いを行うために設置する倫理委員会に関する事項を定めたものである。

第2条（審議事項）

委員会は、会長から諮問を受けた以下の事項について審議する。

- ① 懲戒被疑行為の事実関係の調査および確認
- ② 懲戒処分を課することの適否の判定
- ③ 懲戒処分を課する場合における懲戒処分の種類の判定
- ④ その他、委員会が必要と認めた事項

第3条（委員会の構成）

1 委員会の構成は次のとおりとする。

- ① 委員長 1名
- ② 副委員長 1名
- ③ 委員 5名以内

2 原則として委員長は会長が、副委員長は理事長がこれを務めるものとし、委員については顧問・参与及び理事の中からその都度会長が任命する。

第4条（職務）

1 委員長は、会務を掌理し、また委員長に事故あるときは、副委員長がその職務を代行する。

2 委員は、本会会員の規律と秩序維持および本会会員の懲戒処分に関する事項について、会長の諮問により必要な事情調査および審議を行うものとする。

第5条（招集）

委員会は、必要に応じ委員長が召集する。

第6条（意見聴取等）

委員長は、必要に応じて事件関係者の出席を求め、事実関係の説明または意見を聞くことができる。

第7条（当事者の弁明）

懲戒処分対象者は、委員会の対し、自己の被疑行為について弁明することができる。

付 則

この規程は平成26年1月18日から施行する。

審判審査委員会規程

第1条 青森県バスケットボール協会規約第三章第18条2に基づき審判審査委員会（以下委員会という）を設け、次のことを目的とする。

1. 公認審判員の審査、育成（県公認審判員、日バ公認審判員審査、A級公認審判員育成）
2. 公認審判員の全国的な審判技術の格差の是正
3. 公認審判員審判の技術向上の実現

第2条 委員会は、公認審判員審査業務を行うため次の業務を行う

- (業務)
1. 活動計画の立案および活動報告
 2. 協会が主催する大会またはこれに準ずる各種大会の審判の視察および審査
 3. 協会が主催する講習会またはこれに準ずる各種講習会の審判の視察および審査
 4. 審査会の開催
 5. その他公認審判員審査業務に必要な事項

第3条 委員会は、次の委員をもって組織する

- (構成)
1. 理事会において推薦されたもの若干名
 2. 会長が指名するもの若干名
 3. 県バスケットボール協会審判委員長および副委員長
 4. 各地区審判委員長（7地区）

第4条 委員長は理事会が推薦し会長が委嘱する。副委員長は委員長の推薦を受け会長が委嘱する。委員の任期は2年間とする。ただし、再任は妨げない。

（選挙及び任期）

第5条 委員長は委員会を代表し会務を統括し、委員会を召集しその議長となる。

(職務) 副委員長は委員長を補佐し、委員長事故あるときは職務を代行する。

第6条 委員長は必要と認めるとき審査会を召集し公認審判員の審査を行う。また、委員の過半数から請求があった場合は審査会を召集しなければならない。

第7条 各種審判の資料は次のように作成する。

- (審査資料)
1. 県バスケットボール協会公認審判員は各地区審判運営委員が作成した公認審判員認定評価統括表を県バスケットボール協会審判委員長が整理しリストを作成する。
 2. 日本バスケットボール協会公認審判員は県バスケットボール協会審判委員長が公認審判員認定評価統括表を整理しリストを作成する。
 3. A級公認審判員の育成は県バスケットボール協会審判委員長の推薦に基づき審査会出審議の上、日本バスケットボール協会審判審査委員会に強力に推薦を働きかける。

第8条 提出された推薦リストについて県バスケットボール協会審判委員長の説明を受け審議承認する。

(審査

第9条 議決を経た推薦リストは理事会に提出して承認を受ける。

（審査後
の

第10条 この規程の改正を必要とするときは構成委員の3/4以上の出席を得て議決されなければならない。

（規約の
改正）

付 則

この規程は昭和62年 1月25日から施行する。

平成 6年 1月 23日一部改正

審判委員会規程

第1章 名称

第1条 本会は、青森県バスケットボール協会審判委員会と称し、青森県バスケットボール協会に所属する。

第2章 組織

第2条 本会は、日本バスケットボール協会公認審判、青森県バスケットボール協会公認審判およびそれに準ずる者をもって組織する。

第3章 目的

第3条 本会は、バスケットボール審判技術の向上と競技審判の運営を円滑にさせバスケットボール発展に資することを目的とする。

第4章 事業

第4条 本会は、その目的を達成するために次の事業を行う。

- 1 審判員の養成と技術向上の研究
- 2 講習会、研修会の企画立案

第5章 運営委員会

第5条 本会に運営委員会をおく。

- 1 運営委員は、各地区より推薦された者、各ブロックから推薦された者及び学識経験者でもって組織する。

※各地区とは東青、三八、中弘南黒、上十三、西北五、むつ下北の6地区とする。

※各ブロックとは、ミニ、中学校、高校、学生、クラブ、実業団の6ブロックとする。

※学識経験者とは運営委員会で推薦された者、若干名とする。

- 2 運営委員会には次の役員を置き、任期は2ヶ年とする。
委員長 1名、副委員長 2名、幹事 若干名、監査 若干名（但し、監査は運営委員以外より選出する）

第6条 委員長は運営委員の互選とする。

第7条 委員長は本会を代表し会務を統括する。

第8条 副委員長は、運営委員の中より委員長が指名し、委員長が事故あるときはこれを代行する。

第9条 幹事は、運営委員の中より委員長が指名し、庶務会計を担当する。

第6章 会計

第10条 本会の経費は、青森県バスケットボール協会交付金をもって運営する。

決算は、青森県バスケットボール協会監査委員の監査を受け、青森県バスケットボール協会理事会の承認を受けるものとする。

第7章 特別会計

第11条 特別会計の経費は、会員の登録料、その他の収益をもってこれにあてる。

- 1 この経費は、公認審判証、ワッペン等の制作、審判審査委員会にかかわる経費および各事業達成のためにあてる。
- 2 監査は特別会計の経理を監査し、その結果を総会に報告しなければならない。

第8章 議決

第12条 本会の議決の成立は、出席人数の過半数の同意を必要とする。また、会則の条文を改めたり、条項を追加するときは、出席人数の過半数の同意を必要とする。

第9章 補則

第13条 委員長は、本会にはかり、別に細則を定めることができる。

青森県バスケットボール協会 表彰規定

本会は、本県バスケットボールの発展を目的とし、以下のところにより表彰する。

1. 特別指導者功労賞

(イ) 本協会に属し本県を代表し当該年度開催全国大会において優勝したチームの指導者を表彰する。

2. 指導者功労賞

(イ) 本協会に属し本県を代表し当該年度開催全国大会において第三位以上、または東北大会第一位の成績を収めたチームの指導者を表彰する。

(ロ) 本協会に属し本県を代表し当該年度開催全国大会において優秀な成績を収めたチームの指導者を表彰する。

(ハ) 県内チームを20年以上指導し、相当の実績を上げ、各団体の発展に寄与した者で各団体の推薦をえた者。

3. 役員功労賞

(イ) 本協会の役員を勤め、協会運営および発展に特に功労のあった者について感謝状を贈る。

※表彰の重複をさけることを原則とするが、過去の表彰と異なる理由で表彰する場合はこの限りではない。また、この賞は役員を退いたときに行うものとする。

4. その他の表彰

(イ) 本協会発展のため特別に功績のあった者を表彰する。

5. 被表彰者は、理事会の審議を経て決定する。

6. その他

(イ) 次年度の総会で表彰する。ただし、被表彰者の事情を考慮して行うこともある。

(ロ) 昭和52年 4月 1日より施行する。

(ハ) 平成 2年 1月21日一部改正

青森県バスケットボール協会 慶 弔 規 定

第1条 本会は、役員および加盟団体に功労のあった方を慶弔する。

第2条 役員および加盟団体（大会登録者）が死亡したときは、本会より弔慰金をおくる。

- 1 役員（大会役員を含む）および加盟団体（大会登録者）が本会事業中に死亡したとき
10,000円および供物をおくる
- 2 役員が死亡したとき
5,000円および供物をおくる

第3条 第2条に定めた以外の方で、弔慰金、弔詞、弔電、供物を捧げる必要のある方は、会長が理事会の議決を経て決定し、弔慰金はその都度これを定める。
ただし、緊急を要するときは理事会の議決を経ないでこれを処理することができる。
この場合は、次の理事会において報告し承認を得なければならない。

第4条 その他、役員（大会役員を含む）が本会事業中、不慮の事故にあったときは、見舞金として5,000円をおくる。

付 則

この規定は平成 2年 1月21日より施行する